

私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会
図書館サービス・システム委員会規程

(目的)

第1条 本委員会は、東海地区協議会加盟館（以下「加盟館」という）における図書館サービス、図書館の電子化に関する事業を協議し、運営することを目的とする。

(事業)

第2条 本委員会は、第1条の目的を達成するために次のことを行なう。

- (1) 図書館サービス、図書館の電子化に関する研究
- (2) 図書館サービス、図書館の電子化に関する協議
- (3) 図書館サービス、図書館の電子化に関する情報交換会等の開催
- (4) 東海地区協議会から委託されたこと
- (5) その他委員会で必要と認めたこと

(委員)

第3条 本委員会は、東海地区協議会の総会で選出された加盟館（以下「委員校」という）の委員で組織する。

- 2 委員長校は、委員校の中から総会で選出する。
- 3 委員の委嘱は、理事校が行なう。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(運営)

第4条 委員長校は議長となり、必要に応じて委員会を招集する。

- 2 本委員会は、第2条に定めることを達成するために必要な事項について審議する。
- 3 本委員会で審議した事項については、東海地区協議会に報告する。

(研究会)

第5条 本委員会は必要に応じ研究会を持つことができる。

(経費)

第6条 本委員会の経費は、東海地区協議会からの支援費その他の収入をもって充てる。

(改 廃)

第7条 本規程の改廃は、東海地区協議会の承認を必要とする。

(附 則)

本規程は、2005年5月24日から施行する。

今後のスケジュール

- 1) 第4回委員会（10月14日（木）愛知学院大学にて開催）で規程案を確定
- 2) 12月開催の常任幹事会に情報化委員会・相互協力委員会を本年度で終了することを提案。また、新委員会規程（案）を上程し、審議。
- 3) 2005年3月開催の本年度最後の常任幹事会で情報化委員会・相互協力委員会の終了を決定。また、新委員会規程（案）を確定する。
- 4) 2005年度第1回常任幹事会で、2005年度総会に両委員会の廃止と新委員会の規程を上程することを決定。
- 5) 2005年度総会にて、両委員会の廃止、新委員会の発足を承認。及び、委員校の選出。
- 6) 2005年度第1回の新委員会を理事校（名城大学）の招集により開催。